

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.26 Apr'16

～企業版ふるさと納税について～

昨今ふるさと納税はマスコミ等で取り上げられ話題となっておりますが、個人しか利用することが出来ませんでした。そこで平成 28 年度税制改正による創設されることとなった企業版ふるさと納税制度（地方創生応援税制）について簡単にご紹介させていただきます。

1. 概要

青色申告法人が、地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成 28 年 4 月 20 日）から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法の認定地方公共団体に対してその認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に特定寄附金を支出した場合に、その寄附をした日の属する事業年度の法人税、法人事業税及び法人住民税から、当該寄附金に一定の割合を乗じて計算した金額を控除することができる制度です。

2. 認定地方公共団体とは

改正地域再生法に基づき作成した地域再生計画につき、内閣総理大臣の承認を受けた都道府県、市区町村をいいます。

ただし、東京都など三大都市圏にあり普通交付税の不交付団体となっている都道府県・市区町村については対象外とされています。また、本社の立地する地方公共団体（今後省令等で範囲が明確化されると想定されます。）に対する寄附については特定寄附金から除かれます。

3. 税額控除について

控除することが出来る税額については、以下の通りとなっております。

①平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度

特定寄附金の額（法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されたものに限ります。）に次に掲げる割合を乗じた金額を各税目から控除することができます。

法人事業税	10%
法人道府県民税	5%
法人市町村民税	15%

ただし、当期の法人事業税、法人住民税法人税割額のそれぞれ 20%が上限となっております。

②平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度

法人事業税	10%
法人道府県民税	2.9%
法人市町村民税	17.1%

ただし、当期の法人事業税の 15%、法人住民税法人税割額の 20%が上限となっております。

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.26 Apr'16

③法人税額の控除

次の A と B のうちいずれか少ない金額

A. 特定寄附金*20%－上記①又は②により既に控除された金額

B. 特定寄附金*10%

ただし、法人税額の 5%が限度額となります。

4. 既存の制度との関係について

現状寄附金を支出した場合については、下記表のように寄附の相手先に応じて、損金算入限度額が設けられていますが、既存の制度に加えて、本税額控除制度を適用することができます。

種類	損金算入限度額
国又は地方公共団体に対する寄附金	全額損金算入
公益社団法人等に対する寄附金	全額損金算入
一般寄附金	$\frac{\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%}{4}$
認定 NPO 等に対する寄附金	$\frac{\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%}{2}$
完全支配関係がある法人に対する寄附金	全額損金不算入
国外関連者に対する寄附金	全額損金不算入

認定地方公共団体に対する寄附金については、支出額の全額が損金算入されるとともに、税額控除を受けることとなります。その結果、概ね特定寄附金額の 60%程の減税効果が得られることとされています。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <http://www.epcs.co.jp>

Tax Consulting Firm EOS

Firm News Vol.25

～ We are always at your side ～